

障害者虐待防止法に精神科病床も

(人権センターニュース No. 99—2011 年 6 月号—より)



最近ブログ(※)への訪問が多いのでどうしてなのか調べてみたら「障害者虐待防止法」を検索して、当センターが行った政党アンケートを見てくださる方が多かったです。(アンケート結果は人権センターニュース94号 2010年8月に掲載)

2010年6月に障がい者制度改革推進会議から出された意見では「虐待防止やその救済のための法整備が急務」であるとされ、虐待行為者の範囲に「精神科を始めとする病院施設等の関係者」を含めるように提案していました。

精神科病院は、なおその多くが閉鎖病棟であり、人権侵害が発生しやすく、また発生しても顕在化しにくい状況にあります。私たちも、この現状を踏まえ、安心してかけられる精神科医療を実現するため、対象施設として精神科病院を含めた「障害者虐待防止法」の制定が必要だと考えてきました。

そして、昨年夏、2010年参議院議員選挙に際して各党に上記のアンケートをしました。アンケート結果では虐待防止法に精神科病院を入れることについて「必要である」「検討をしたい」と答える党が多かったにもかかわらず、また、昨年の秋に衆議院第二議員会館で開催された日弁連主催の「障害者虐待防止法」に関する院内集会でも当センター事務局長も参加して国会議員やその秘書の前で精神科病床をいれることの必要性を訴えたのですが(人権センターニュース95号 2010年10月参照)、今回成立した障害者虐待防止法には対象施設に精神科病床など医療機関での虐待が入りませんでした。

大変、残念なことです。

しかし、(以前、自民党が出していた法案にはなかったことですが)、附則に、学校や医療機関等における虐待の防止等の体制の在り方について、法律の施行後3年を目途として、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする・・・という内容がはいりました。

今後も、精神科病床も虐待防止法の対象に入れるべきだという意見を発信し続けていきます。

※ 「大阪精神医療人権センターブログ」---平日は「ほぼ」毎日更新中です!

また、法案が出される直前の6月13日に、当センターのこれまでの主張も踏まえて、DPI 日本会議から障害者虐待防止法案について、「以下の項目の実現を強く求めるものである」との声明が出されました。

以下の項目とは

1. 障害者虐待防止法において、精神科病床も、入所施設等と同じくその対象とするとともに、同等の虐待防止の仕組み（設置者等の責務とスキーム等）とし、虐待発見の通報義務（並びに通報者への保護）を設けること。
2. 少なくとも、同法案の附則第2条をふまえ、精神科病床等における虐待や人権侵害の実態把握を行い公表するとともに、障害当事者が参画した虐待防止等に関する検討の場を設けること。
3. 虐待防止の実効性を高めるために、以下の項目を実施すること。
 - （1）施設や病院等にオンブズパーソンの仕組みを導入すること。
 - （2）都道府県に設置される権利擁護センターと市町村に設置される虐待防止センターの事業の中に障害当事者によるサポート（ピアカウンセリングやピアサポート）を位置づけること。
 - （3）障害者の虐待防止等に関する先進事例の収集、紹介、普及のための施策を行うこと。

（DPI 日本会議の声明より抜粋）

これらが実現されてこそ精神科医療を受ける際の虐待防止につながると思います。